

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成19年2月19日

条例第14号

改正 平成19年8月28日条例第28号

平成21年2月13日条例第6号

平成22年8月25日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21条例6・一部改正)

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(平21条例6・一部改正)

(議員報酬の支給)

第3条 議員報酬は、議長、副議長及び議員がその職に就いたときはその日から、任期満了、失職、除名、辞職又は議会の解散によりその職を離れたときは、現日数を基準とした日割によりその日まで支給する。ただし、日を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日から新たな職に対する議員報酬を支給する。

(平19条例28・一部改正、平21条例6・一部改正)

(議員報酬の支給方法)

第4条 議員報酬は、毎年度末に支給する。ただし、前条に規定するその職を離れたときは、その日の属する月又はその翌月に支給する。

(平21条例6・全部改正)

(費用弁償)

第5条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号）第19条、第20条、第21条及び別表第1の規定を準用する。

3 議員が招集に応じ職務に従事したときは、別表第2のとおり交通費を支給する。ただし、公用車（広域連合を構成する市町村の公用自動車を含む。）による場合の交通費は支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、議員の旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(平19条例28・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年8月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月13日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条の改正規定及び第2条中群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条の改正規定 平成21年4月1日

(2) 第1条中群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の改正規定(「、富士見村」を削る部分に限る。) 平成21年5月5日

(3) 第1条中群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の改正規定(「、吉井町」を削る部分に限る。) 平成21年6月1日

別表第1 (第2条関係)

(平21条例6・一部改正)

職名	議員報酬の額
議長	年額 35,000円
副議長	年額 33,000円
議員	年額 30,000円

別表第2 (第5条関係)

(平21条例6・平22条例5・一部改正)

市 町 村 名	金 額
前橋市	400円
高崎市、榛東村、吉岡町	800円
渋川市、玉村町	1,200円
伊勢崎市、藤岡市、安中市	1,600円
富岡市、みどり市、甘楽町	2,000円
桐生市、沼田市、中之条町、高山村、	2,400円

東吾妻町、昭和村	
太田市、神流町、下仁田町、川場村、 みなかみ町	2,800円
大泉町、邑楽町	3,200円
上野村、南牧村、長野原町、千代田町	3,600円
館林市、草津町、片品村、明和町	4,000円
嬭恋村、板倉町	4,400円